

# 横浜市シェアサイクル事業仕様書

## 1 事業名

横浜市シェアサイクル事業

## 2 事業目的

横浜市シェアサイクル事業実施方針（以下「実施方針」という。）の内容を踏まえ、シェアサイクル事業を横浜市内全域で展開することにより、次の4つの目的の達成を目指して、横浜市と事業者が協働で事業を実施する。

- ① 市内全域の移動の利便性向上
- ② 都市の活性化
- ③ 脱炭素社会の形成
- ④ 交通安全の推進

## 3 実施期間

協定締結日から令和12年3月31日までを実施期間とする。

ただし、実施期間終了の前年度までの協働事業の取組実績を元に、横浜市自転車等施策検討協議会の意見を踏まえ、横浜市と事業者が協議の上実施期間を最大5年間（令和17年3月31日）まで延長することができる。

## 4 実施区域

横浜市内全域

## 5 対象事業者

本事業の協働事業者は、日本国内において既にシェアサイクル事業を展開している事業者又は当該事業者が構成員に含まれた共同事業者（以下「事業者」という。）とし、法令等を遵守するとともに、信義を重んじ、誠実に協働事業を推進できるものとする。

## 6 役割分担

横浜市と事業者は、実施区域におけるシェアサイクル事業の展開に際して、それぞれに次に掲げる役割を分担し、双方対等な立場でもって、その役割について、各自の責任において実施し、事業を協働で推進するものとする。

(1) 横浜市

- ① 事業全体の総括
- ② 公有地サイクルポート用地の調整・確保
- ③ 地元（自治会等）調整・交通管理者協議
- ④ 市民への周知・広報（本市ホームページ、広報よこはま、SNS、庁舎施設等へのチラシの配架等）
- ⑤ 自転車を利用する際の交通ルール等の交通安全啓発の実施
- ⑥ 共創フロント等を通じた民有地サイクルポート設置協力者の募集・紹介
- ⑦ サイクルポートの設置を促進するための法令等の緩和の検討、協議
- ⑧ 市職員の業務上及び通勤におけるシェアサイクルの利用促進
- ⑨ 市内全域でのシェアサイクルの移動データの可視化及び公表
- ⑩ 協働事業の効果検証
- ⑪ 付帯事業の支援

(2) 事業者

- ① サイクルポート等の施設整備及び自転車等の器材の調達並びにこれらの施設及び器材の維持管理と実施期間終了後の原状回復
- ② 事業の運営全般（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情・問合せ・事故対応等）
- ③ 事業の実施に係る違法駐輪対策
- ④ サイクルポート内及びその周辺の定期清掃
- ⑤ 公有地以外でのサイクルポート用地の調整・確保
- ⑥ 広報ツールの作成、利用者への周知、その他利用率向上に向けた取組
- ⑦ 付帯事業の提案及び実施
- ⑧ 各種データの収集、整理（集計・加工を含む。）、分析と当該データの本市への提供及びデータの可視化・一般公開への協力
- ⑨ 利用者へのアンケート調査の実施（利用目的、満足度、移動頻度、交通行動の変化、交通ルールの認知、ポート設置要望等）及び市が実施する事業の効果検証への協力
- ⑩ 自転車を利用する際の交通ルールやヘルメット着用等の交通安全啓発の実施
- ⑪ 実施方針の各指標の達成状況や利用状況等の把握に必要な資料の定期報告

(3) その他

上記以外は協議を行い、決定する。

## 7 事業目標の達成

実施方針の内容を踏まえ、次の(1)から(3)の内容を令和 16 年度末までの目標値として、市内全域での具体的なサイクルポートの設置、車両導入数、広報展開、付帯事業の実施等の計画を提案すること。なお、提案に際しては、令和 11 年度末までの目標値を必ず提案

すること。

- (1) 平均ポート密度約 4 ポート/km<sup>2</sup> (ポート数 1,414 箇所、ラック数約 10,000 台)
- (2) 普及率 3 % (アクティブユーザー数約 11.3 万人/月)
- (3) 平均回転率 3 回/日/ラック (利用回数 320,000 回/月)

また、事業展開する地域特性を踏まえ、駅やバス停留所から離れている交通不便地域においてもサイクルポート設置を積極的に検討し、公共交通の機能を補完できるポート配置計画とすること。

#### 【加点要素】

- ・実施方針「取組 1：地域特性を考慮したポート配置」に示す地域種別ごとのポート密度の目標値に応じた適切かつ実現性のあるポート配置計画の提案となっている。
- ・ポートの駐輪情報を複数の事業者間で相互に共有し、異なる事業者のポート内のラックへの返却が可能となる共同ポートの仕組みを構築するなどの方法により、ポートの潜在価値を最大限有効活用し、利用者の移動の利便性を向上させる提案となっている。

#### 【補足説明資料参照】

- ・公有地サイクルポートのうち利用回数が一定程度多いポート用地をインセンティブポート※1 用地とし、インセンティブポート用地にポート整備をする場合は、駅・バス停から一定程度離れている地域をカバーする※2 サイクルポートも実施期間中に一定の割合で連動整備するとともに、当該駅・バス停から一定程度離れている地域におけるシェアサイクルの利用促進に関する取組提案が含まれた内容となっている。

※1：平均回転率が 3 回/日/ラック以上の利用ニーズが高いことが見込まれる公有地ポート

※2：ポートから半径 250m の範囲が駅・バス停から一定程度離れている地域と重なっている状態をいう。

## 8 公有地サイクルポートの整備

- ・本公募に採択された事業者は、本市の公有地においてシェアサイクルのポート設置を優先的に協議することができる。
- ・公募時点での、公有地サイクルポート候補地は、別紙「横浜市シェアサイクル事業公有地サイクルポート候補地一覧」に示すとおりとする。
- ・公有地サイクルポート候補地は、公募情報公開時点での一覧となり、各所管局課の取組や状況により事業開始時においては変更の場合があるため、設置を確約するものではない。
- ・公有地サイクルポート候補地のうち、歩道上で道路交通法第 48 条に基づく道路標示としての公安委員会決定がされている場所については、必ずポート整備を行わなければならないが、それ以外の公有地については必ず設置を求めるものではない。
- ・公有地にサイクルポートを設置する際には、土地所有者・所管部署と設置位置の確定等

の詳細な調整が必要となるため、次の手順に従って設置手続を行うものとする。

- ①事業者において希望する公有地の現地調査を行い、設置協議図面を作成し、道路局道路政策推進課（以下「事業課」という。）に提出すること。
  - ②事業課において、公有地の所管課等と設置協議（必要に応じて地元調整・交通管理者協議を含む）を行う。
  - ③公有地の所管課等との設置協議が完了後、「10 費用負担」表1の区分に従い公有地の占用又は使用等の手続を行う。
  - ④公有地での占用許可又は使用承認後、事業者にてサイクルポートを設置する。
- ・実施期間中、本市に対し、今回提示する公有地サイクルポート候補地一覧以外の横浜市の公有財産を使用したサイクルポートの設置の提案を行うことも可能とする。
  - ・実施期間中、公有地サイクルポートについて、次のいずれかに該当する場合は、サイクルポートの一時休止、撤去又は公有財産の使用中止を命ずることがある。
    - ①当該ポートを設置している公共施設の利用者へ支障が生じた場合又は当該施設の運営に支障が生じた場合
    - ②当該ポートを設置している公共施設において、工事やイベント等の開催を理由として、一時的に公有地サイクルポートを撤去する必要がある場合
    - ③横浜市の公用、公共用又は公益事業に供するため公有地サイクルポートの撤去を必要とする場合

## 9 民有地サイクルポートの整備

- ・事業者は、実施方針で定めた事業目的及び目標指標の達成に向けて、土地所有者等と協議を行い、自主的かつ積極的に民有地サイクルポートの拡充を図ること。
- ・民有地サイクルポートの設置においては、建築基準法等の関係法令等を遵守し、交通安全上支障がある場所や法令等の目的や社会通念、社会倫理等から逸脱した場所への設置は行わないこと。
- ・横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例の対象施設の附置義務自転車駐車場内にシェアサイクルポートの設置を検討する場合は、対象施設の建築主との設置合意後に事業課と設置協議を行うこと。
- ・大規模小売店舗立地法に基づく届出の対象施設の駐輪場内にシェアサイクルポートの設置を検討する場合は、対象施設の建築主との設置合意後に事業課と設置協議を行った上で、必要に応じて経済局商業振興課と設置相談を行うこと。
- ・横浜市市街地環境設計制度に基づく公開空地内にシェアサイクルポートの設置を検討する場合は、事前に事業課及び建築局市街地建築課と設置の可否について協議すること。協議の結果、設置について支障なしと認められる場合は、対象施設の建築主との設置合意後に建築局市街地建築課に対して公開空地の変更に関する手続を行うこと。

**【加点要素】**

- ・民有地サイクルポート設置計画については、土地所有者等と合意し、設置の確度が高いポートの箇所数が多い提案内容となっている。
- ・鉄道事業者やバス事業者と提携し、公共交通機関との接続・連携による移動の利便性向上に資する民有地ポート設置の提案が含まれている。
- ・市内の集客性の高い大規模集客施設への新規ポート設置や需要に見合ったラック数の増設、また大規模イベント開催時における臨時ポートの開設等について施設管理者及びイベント主催者と合意ができています。
- ・地域の自治会・町内会等の地縁組織やまちづくり団体と連携した民有地ポートの設置提案がなされている。

**10 費用負担**

- ・本事業に必要な費用負担については、「6 役割分担」に基づき、横浜市にあっては、横浜市の役割に必要な経費を予算の範囲内で負担し、事業者にあつては、事業者の役割に必要な経費を負担する。
- ・事業に使用する貸出用自転車車両（以下「車両」という。）が市内に放置され、横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年 4 月横浜市条例第 16 号）等に基づき移動・保管された場合の費用は、事業者負担とする。なお、当該負担を利用者に請求した際に生じた紛争については、事業者が責任を持って対応処理すること。
- ・本事業の運営において、シェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用については事業者負担（別に事業者が加入する保険の適用を含む。）とする。
- ・実施期間中における道路及び公園の占用料並びに本市の公有財産の使用に係る使用料等の事業者負担及び手続主体については、下表の通りとする。なお、事業期間中に事業の採算性が安定した場合や根拠法令等が改正された場合については、負担割合等を見直す可能性がある。

<表 1 >

公有地種別	行為種別	関係法令	事業者費用負担	手続主体
①道路	占用許可	道路法 都市再生特別措置法	1 割負担	事業者
②公園	占用許可	都市公園法 都市再生特別措置法	1 割負担	事業者
③港湾	占用許可	横浜市港湾施設条例	1 割負担	事業者
④区庁舎等	使用許可	横浜市公有財産規則	1 割負担	事業者
⑤公共下水道	占用許可	横浜市下水道条例	5 割負担	事業者
⑥普通財産	貸付	横浜市公有財産規則	全額負担	事業者

## 11 利用システム

- ・利用者がどのサイクルポートでも車両を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートにも返却可能なシステムとすること。
- ・利用者の本人確認に係る認証を行うこと。
- ・市内在住者、通勤・通学者、来街者、高齢者、外国人等の誰もが使いやすいシステムとし、利用者登録から料金決済までを簡易に利用でき、また即日の利用が可能なシステムとすること。
- ・スマートフォンのアプリケーション等による利用だけでなく、IC カードによる即時解錠等、多くの人が利用しやすいシステムとすること。
- ・原則として、全日全時間（年間 365 日・1 日 24 時間）の利用が可能であること。ただし、サイクルポートの設置施設の敷地に閉場時間がある場合は、当該閉場時間に合わせて、スマートフォンのアプリケーション等上での利用予約時間制限を設定すること。
- ・サイクルポートの設置場所の利用方法において、注意喚起等が必要な場合、その内容をアプリケーション内で表示させる仕組みが必ず具備されていること。
- ・複数のシェアサイクル事業者の共同事業体での提案の場合又は共同ポート化の提案が含まれる場合、各々のアプリケーションでシェアサイクルのサービス運用を行うことは差し支えないが、一つのアプリケーションの中では、他の共同事業体の構成員又は共同ポートに乗入する別の事業者との共同ポートが表示され、当該ポートに乗車している車両を返却できるシステムを具備すること。

### 【加点要素】

- ・アプリケーションは複数の言語が容易に切り替えられるよう多言語対応での提案内容となっている。
- ・シェアサイクルによる移動について、シェアサイクルのアプリケーション内や Google マップ等の地図アプリ内での経路検索に対応した提案内容となっている。

## 12 利用料金

- ・公共交通の機能を補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金プランを設定すること。ただし、月単位の定額利用プランを設ける場合については、短時間利用を定額料金範囲とする等、車両を長時間、占用させないような料金体系とすること。
- ・本事業（付帯事業含む）によって得られた利用料金等の収入は、全て事業者に帰属するものとする。
- ・提案時の料金プランを実施期間中に変更する場合は、社会情勢の変化や利用者の利便増進効果等を踏まえて本市と事業者間で変更内容の協議を行い、両者が合意の上で提案

時の料金プランを変更するものとする。

**【加点要素】**

- ・提案されている料金プランが他の公共交通機関の利用料金と比較しても多くの市民が利用しやすい金額となっている。
- ・分単位、時間単位、日単位、月定額利用、年定額利用、法人用等の複数選択が可能で利用者の多様なニーズに応える料金プランの提案となっている。
- ・クレジットカードを所有していない人や観光客等も利用できるよう、現金（プリペイドカード方式を含む）での決済が可能な料金プランが含まれた提案となっている。

### 13 車両の仕様

- ・制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付ける等、道路交通法等の関係法令に適合した車両（国家公安委員会の型式認定を受けた車両等）を使用すること。
- ・幅広い世代で利用可能なものとするため、原則としてカゴ付き電動アシスト自転車とし、安全性、操作性及び耐久性が高いものとする。
- ・地域の景観との調和を阻害しないデザインの車両とすること。
- ・車両には、GPSを搭載し、GPS単独又はビーコンとの併用により位置情報による貸出・返却の状況把握及び制御を行うこと。
- ・車両には、サービス名称、サービスの問い合わせ連絡先等を表示し、利用者が直接施設管理者等に問い合わせることがないように工夫すること。
- ・車両のメンテナンスについて、自転車安全整備士等の車両整備技術力のあるものが定期的に行い、利用者が常に安全に利用できるようにすること。
- ・車両の防犯登録を行い、盗難対策を講じること。
- ・利用前にサドルの高さが容易に調整可能な車両とすること。

**【加点要素】**

- ・前カゴは通勤通学での利用を想定し、下部の長さが内法 35cm 以上のカゴが備えつけられている提案となっている。
- ・その他、本市の地域特性や移動ニーズに対応した選択可能な車両の提案がされている。

### 14 サイクルポートの仕様

- ・公有地サイクルポートは、必ず自転車駐輪ラックを設置し、必要に応じて区画線を引くなどポート設置場所であることがわかるようにすること。なお、歩道上にサイクルポートを設置する場合は、必ず区画線を設置すること。
- ・放置自転車を誘発しないため、サイクルポート以外で車両を返却できないシステムとするとともに、サイクルポートには自転車駐輪ラック数又は指定台数以上の車両が返却

できないようシステム制御（台数制限機能を具備）をすること。ただし、民有地サイクルポートに限り、周辺の歩道等へ車両があふれる余地がなく、良好な都市景観を阻害しないと本市が認める場合は、台数制限機能を導入しないポートとすることを可能とする。

- ・サイクルポートは、原則として、車両の貸出・返却の無人受付が可能なシステムとすること。
- ・公有地サイクルポートにおいて、電気を使用する場合は、事業者において施設管理者及び電力会社と協議を実施し、必要な措置を講じること。この場合において、当該配線、機器等の設置費用及び事業で使用した電気料金等の費用の全てについて、事業者が負担すること。
- ・強風、大雨等でポート自体が転倒・破損するおそれがないよう、安全性、耐久性の高いものとし、破損した場合は、速やかに修繕を行うこと。
- ・定期点検及びメンテナンスを行い、利用者が常に安全に利用できるようにするとともに、サイクルポート設置場所及びその周辺（概ね周囲 2 m 程度）を常に清潔に保ち、定期的に清掃、除草又は植樹の剪定等を行うこと。
- ・地域の施設の景観との調和を阻害しないデザインとすること。
- ・サイクルポートには、名称、利用方法、事業者の連絡先等を表示した案内板（看板）を設置し、利用者が施設管理者等に直接問い合わせることがないように工夫すること。
- ・サイクルポートにおいては、事業課が必要と指示した場合、案内版（看板）にパンフレットラックを備え付け、サービスの利用方法、事故対応マニュアル、24 時間対応可能な連絡先、自転車の交通ルール等が記載されたパンフレットを収納すること。
- ・サイクルポートに本事業と関係ない自転車が駐輪されないよう注意喚起を行うとともに、駐輪されてしまった場合には、早期に適切な対応を行うこと。
- ・公有地サイクルポートは、大規模な掘削等を必要とせず、極力簡易に、設置又は撤去ができる仕様のものですること。
- ・公有地サイクルポートについては、本事業終了後、本事業のために設置したサイクルポート、車両その他の設備を撤去し、原状回復を行うものとする。

**【加点要素】**

- ・都市景観の一部として横浜の都市ブランドイメージを向上させるような優れたポート及び看板のデザインが提案されている。

## 15 運営体制等

- ・事業の運営に当たっては、全体責任者及び職務代理者を選任の上、複数の担当者を配置する等、本市と緊密な連携が図れる運営体制を構築すること。
- ・利用者の登録、利用料金の決済、車両の再配置・メンテナンス及び問合せ・緊急対応等



の運營業務を市の関与なしに一括して実施すること。

- ・コールセンター、メール対応、チャットサポート等を設置し、利用方法、機器トラブル、事故対応等に迅速に対応する体制がとられていること。なお、事故対応について24時間365日対応可能な相談体制を有すること。
- ・シェアサイクル事業として、関係法令等を踏まえた上での十分な補償額の傷害保険及び賠償責任保険を付保すること（ただし、TSマーク付帯保険のみの付保は不可とする）。
- ・配置している車両に著しい偏りが発生し、利用者の利用に支障が生じた場合は、台数を平準化するために、必要に応じてサイクルポート間で車両の再配置を実施すること。
- ・公共施設における車両の再配置の際は、当該施設利用のピーク時間帯を避けて実施するなど、あらかじめ施設管理者と実施内容の調整を図ること。
- ・車両の再配置やバッテリーの交換等の際に使用する輸送車両の駐停車場所においては、道路交通法を遵守するだけでなく、周辺道路の交通渋滞や事故等を誘発させないよう配慮して選定すること。
- ・利用者に対して、車両を放置しないよう周知徹底するとともに、サイクルポート外への放置が確認された場合は、事業者が速やかに回収すること。
- ・サイクルポートを設置する敷地へのアクセスに課題がある場合や施設利用上の注意事項がある場合は、スマートフォンのアプリケーション上での利用案内や注意喚起等を適切に表示すること。
- ・利用方法の周知、利用者の利便性向上及び利用促進のため、事業周知チラシやポート案内地図の作成、ポスター、専用のホームページ等を準備する等、積極的な広報周知活動を実施すること。
- ・事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、第三者に委託する際は、委託先について本市に通知し、事前に本市の承諾を受けること。
- ・横浜市の公有地を使用してサイクルポートを設置した場合において、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、事業者が責任をもって対応処理すること。
- ・サイクルポートの設置等の施工業務や車両の定期点検・メンテナンス等の管理運營業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。）を活用すること。
- ・利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項等の法令の規定に基づき適正に管理し、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じること。

#### 【加点要素】

- ・サイクルポートの新規設置を着実に推進するため、複数の担当者を配置し、市内を方面別（東西南北等）に分担できる提案内容となっている。

- ・設備機器等の購入、ポートの設置、車両の維持管理、サポートサービス等において、市内事業者の活用を積極的に行う提案内容となっている。
- ・再配置の積極的な実施や事業者負担でのクーポン発行による車両の移動誘導など、満空率の抑制策として有効と評価できる提案内容が含まれている。

## 16 交通安全対策

- ・利用者に対し、シェアサイクルのアプリケーション、メール等の手段により、自転車の利用方法や利用する際の交通ルール及び交通マナー等の周知啓発を利用登録時や定期に実施すること。
- ・交通ルール及び交通マナー等の周知啓発する内容については、事業課及び神奈川県警察からの指示や意向に即したものとすること。
- ・特に、シェアサイクル乗車時のヘルメットの着用を促進させる必要があるため、ヘルメット着用を促進させる具体的な取り組みを本市に提案し、事業者の責務として着実に実施すること。

### 【加点要素】

- ・自転車の交通ルールの周知啓発方法について、上記以上の具体的な取組内容が提案されている。

## 17 データの提供

- ・事業者は次に掲げるシェアサイクル事業に関連するデータを本市に定期的に無償提供することとし、提出する頻度は「20 事業報告・事業評価」に規定するとおりとする。
  - ①ポート数・設置位置（住所及び緯度経度座標）
  - ②ラック数・車両台数
  - ③会員数・アクティブユーザー数
  - ④ポート別利用回転率
  - ⑤ポート別満車空車時間
  - ⑥OD データ・GPS データ
  - ⑦事故発生情報
  - ⑧その他、市長が必要と認め、事業者が承諾するデータ
- ・ポート位置、OD データ（個人情報秘匿化処理）は、本市が ArcGIS Online 等の WebGIS サービスを活用して可視化し、一般公開することに予め同意するものとする。
- ・ポートの位置情報について、会員未登録者でもアプリケーションに頼らず把握できるよう、専用の WEB ページを作成し、地図上での閲覧が可能な状態で公開すること。
- ・ポートの位置、貸出・返却可能台数等の基礎情報について、異なるシェアサイクル事業者や経路検索サービス事業者（サービスプロバイダー）等が利用できるフォーマットで

公開を進めること。なお、公開フォーマットは「GBFS（General Bikeshare Feed Specification）形式」を基本とする。

**【加点要素】**

- ・ポート利用状況、移動データ（OD、GPS）又は満空率データ等を提案事業者の負担により定期的に分析・可視化し、絶えず事業改善が可能となる仕組みが提案に盛り込まれている。

## 18 付帯事業

- ・シェアサイクル事業を補完し、事業目的の達成に向けて、シェアサイクル事業の利用者の利便増進、横浜市内のリソースの活用又は横浜市の関連施策の推進等に寄与する事業を付帯事業として積極的に提案すること。
- ・地域住民等からシェアサイクルのアプリケーションの登録使用方法等に関する講習会、試乗会又は交通安全研修会等の開催要望があった場合には、シェアサイクル事業の採算性を圧迫させない範囲において付帯事業として実施すること。
- ・その他、本事業開始後の事業課題に対する対応策として、付帯事業として横浜市に提案し、横浜市の承認を受けた上で、付帯事業として実施することができる。

**【加点要素】**

- ・多様な主体と連携したシェアサイクルの普及促進策（イベントや広報展開）の提案がされている。
- ・GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催時において、シェアサイクルによる会場アクセスを想定したポート配置計画の提案がされている。
- ・本市の脱炭素施策に寄与する実現可能な取組が提案されている。
- ・シェアサイクルを含む複数のモビリティの乗換拠点に関する実現可能な取組が提案されている。
- ・その他、事業者のリソースを活用し、利用者の利便増進や本市の関連施策の推進等に寄与する付帯事業の提案がされている。

## 19 事業計画書

- ・協働事業の実施において、実施方針の内容及び目標指標を着実に達成できるよう、年度ごとの実施事項や評価指標等を定めた事業計画書を、当該年度の開始1か月前までに横浜市に案を提出し、横浜市と協議の上当該年度開始前までに確定すること。
- ・なお、評価指標については、実施方針における指標を原則とし、事業開始2年日以降は実施方針の指標に加えて横浜市が実施する効果検証の内容を踏まえて設定すること。

## 20 事業報告・事業評価

- ・本事業の実施状況について、次表の各内容をまとめた報告書を横浜市に提出すること。  
 なお、提出時期と報告内容の詳細については、横浜市と事業者が協議の上で別途締結する協定書において定める。

報告名	提出時期(案)	報告内容
定期報告書	実施月の翌月 15日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況（アクティブ利用人数、利用回数、利用時間、回転率、車両台数、サイクルポートの設置数等）</li> <li>・サイクルポート設置に関する調整状況</li> <li>・サイクルポートの設置位置データ</li> <li>・利用者の移動、経路、滞在頻度等のデータ</li> <li>・再配置情報（再配置回数、再配置範囲等）</li> <li>・利用者の事故状発生況、苦情・ポート設置要望等の問い合わせ状況</li> <li>・付帯事業の実施報告</li> <li>・事業収支状況</li> <li>・その他、横浜市が指定する事項</li> </ul>
期末報告書	各年度末の翌 月 30 日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期報告内容の取りまとめ</li> <li>・年間事業収支（事業運営コストに占める市内事業者の活用割合（市内調達率）の算出含む）</li> <li>・実施方針に規定する各指標の達成状況や利用者の満足度等に関するアンケート実施結果</li> <li>・個人情報に配慮した範囲での利用状況等の公表用データ</li> <li>・事業課題及び課題への対応策</li> <li>・その他、横浜市が指定する事項</li> </ul>
終了報告書	事業終了後 2 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施期間におけるすべての報告内容の取りまとめ</li> <li>・その他、横浜市が指定する事項</li> </ul>

- ・横浜市市民協働条例第 15 条（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）の規定に基づき、各年度終了後に横浜市とともに次表の内容を踏まえた本事業の相互評価を行うこと。

評価名	評価時期	評価項目
事業評価書	各年度終了後 2 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各定期報告及び期末報告内容と横浜市が実施する効果検証内容を踏まえた協働事業の相互評価</li> <li>・事業全体の事業課題の整理とその改善策</li> <li>・その他、横浜市と事業者が協議の上で定める事項</li> </ul>

## 21 財産の帰属

- ・本事業において、事業者の負担で構築したシステム、車両・機器等の有形財産は、事業終了後においても、全て事業者に帰属するものとする。
- ・本事業の実施を通じて新たに得られた成果物（報告書、利用状況等のデータ、アンケート結果若しくは相互評価及び効果検証結果等）及び知的財産（本事業に基づき制作された広報物や動画等の著作物、本事業に関連するロゴやアイコン等の商標や意匠デザイン等）については、本市及び事業者の両者に帰属するものとする。ただし、本事業の開始前に既に本市及び事業者へ帰属していた成果物及び知的財産については、この限りではない。

## 22 情報公開の原則

本事業に関する情報、成果物若しくは相互評価及び効果検証については、公開を原則とする。ただし、公表する情報等に個人情報又は事業者の営業秘密・技術情報が含まれる際には、当該部分を除いた部分につき公表対象とする。

## 23 共同ポート化の促進

- ・本市と協定を締結する事業者（以下「協働事業者」という。）は、次のいずれかに該当する者（以下「乗入候補者」という。）がいる場合、乗入候補者のサービス提供や取組内容が第 11 項から第 16 項までの仕様に適合し、かつ本市が必要と認める場合には、本事業により整備するサイクルポートの共同ポート化を促進するため、当該ポートへの乗入候補者の車両の乗入について協議を行わなければならない。

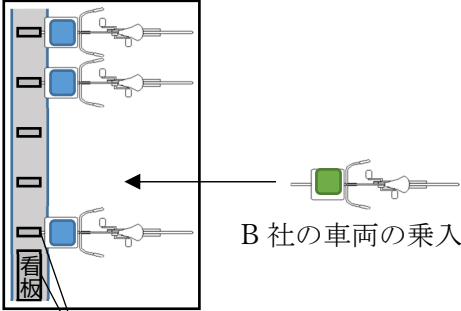
- ① 協働事業者が、本事業の公募手続の提案時において本事業開始後の事業連携者として予め指定した者
  - ② 本事業の開始後に市内全域において民有地サイクルポートを合計 200 箇所以上有し、かつ本事業により整備したサイクルポートへの車両の乗入を希望する者
- ・前項の協議の結果、協働事業者と乗入候補者間での諸条件の合意が得られ、かつ本市が同意する場合、本事業で締結する協定とは別に、本市、協働事業者及び乗入候補者間で各々の責任の所在や責務等を明らかにした車両の乗入に関する合意書を締結することにより、実施期間中に関わらず、本事業におけるサイクルポートへ乗入候補者の車両を乗入させ、共同ポート化を促進するものとする。

（【補足説明資料】参照）

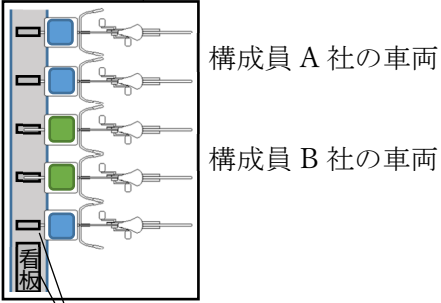
【補足説明資料】

共同ポートの提案を行う際の公有地<sup>ポ</sup>ートでの責任負担及び乗入車両の追加について

① 提案者が1者の場合で実施期間中に乗入車両を追加する提案の場合  
(道路区域内の例)

<p>提案者：A社の占有範囲</p>  <p>占用物：ラック、看板 (車両は占有物ではない)</p>	<p>【各者の責任負担】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協働事業の協定締結者及び占有者はA社のみ (B社の利用案内はA社の看板内に統合かA社の占有物としてB社の看板を設置)</li><li>・占有範囲の維持管理責任は形式上ではA社が負うが、車両の乗入に伴う各々の責任の所在や責務等を明らかにした車両の乗入に関する合意書を別途、本市、A社及びB社間で締結する。</li></ul>
---	---

② 提案者が共同事業体の場合※ (道路区域内の例)

<p>提案者：共同事業体 (A・B社) の占有範囲</p>  <p>構成員A社の車両</p> <p>構成員B社の車両</p> <p>占用物：ラック、看板 (車両は占有物ではない)</p>	<p>【各者の責任負担】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協働事業の協定締結者及び占有者は共同事業体 (各社の利用案内看板は一つに統合か別々の設置のいずれかでも可)</li><li>・占有範囲の維持管理責任は共同事業体全体で負う (各社の責任分担はAB社間協議)</li><li>・協働事業者としての協定上の責務は、各種データの提供も含め、共同事業体の構成員全てに発生</li></ul>
--	---

※この形態で更に実施期間中に別事業者の乗入車両を追加する場合は①の扱いを準用

●公有地サイクルポート候補箇所数 249箇所  
 ●公有地サイクルポート予定ラック数 2,141台

No.	名称	所在地	種別	予定ラック数	21箇所	56箇所
					歩道上で道路交通法第48条に基づく道路標示としての公安委員会決定がされている場所	インセンティブポート※
<b>01 鶴見区</b>						
1	鶴見区役所	鶴見中央3-20-1	庁舎	5		
2	ふれーゆ	末広町1-15-2	市民利用施設	5		
3	鶴見駅東口第6自転車駐車場	鶴見中央4-9-2	駐輪場	5		●
4	鶴見市場駅東口第2自転車駐車場	市場大和町1680-11	駐輪場	5		●
5	生麦駅西口自転車駐車場	岸谷1-258	駐輪場	14		
6	尻手駅自転車駐車場	尻手3-138-2	駐輪場	7		●
7	生麦駅自転車駐車場	生麦1-47	駐輪場	5		
8	矢向駅東口自転車駐車場	矢向5-806-1	駐輪場	8		●
9	鶴見小野駅自転車駐車場	小野町29-2	駐輪場	6		
10	馬場町公園	馬場4-16	公園	3		
11	鶴見スポーツセンター	元宮2-5-1	市民利用施設	6		●
11箇所 小計					69	

<b>02 神奈川区</b>						
1	神奈川区役所	広台太田町3-8	市民利用施設	5		●
2	菅田地区センター・菅田地域ケアプラザ	菅田町1718-1	市民利用施設	4		
3	新子安駅第2自転車駐車場	新子安1-6	駐輪場	7		●
4	白楽駅自転車駐車場(3か所)	西神奈川3-152	駐輪場	13		
5	三ツ沢上町駅自転車駐車場	三ツ沢西町19	駐輪場	5		
6	羽沢横浜国大駅自転車駐車場	羽沢南2-474-4の一部ほか	駐輪場	7		
7	羽沢横浜国大駅第2自転車駐車場	羽沢南2-255-2ほか	駐輪場	7		
8	菅田みどりの丘公園(2か所)	菅田町712-13	公園	8		
9	菅田いでど公園	菅田町34	公園	4		
10	神大寺中央公園	神大寺3-25	公園	6		
11	片倉うさぎ山公園	片倉2-42	公園	6		
12	横浜市中心卸売市場		その他	9		●
13	神奈川地区センター		市民利用施設	10		●
14	東神奈川駅東口第二駐輪場		駐輪場	9		●
15	反町公園		公園	8		
16	台町公園		公園	8		
16箇所 小計					116	

<b>03 港北区</b>						
1	港北図書館	菊名6-18-10	市民利用施設	5		
2	港北スポーツセンター	大豆戸町518-1	市民利用施設	3		
3	大倉山記念館	大倉山2-10-1	公園	4		
4	大倉山駅第4自転車駐車場	太尾町583	駐輪場	4		●
5	新横浜駅第5自転車駐車場	新横浜2-1先	駐輪場	14		
6	小机駅自転車駐車場3階	小机町2543	駐輪場	6		
7	小机駅第二自転車駐車場	小机町2132-2	駐輪場	9		
8	綱島駅東口自転車駐車場	綱島東1-1276-2	駐輪場	5		●
9	綱島駅東口第5自転車駐車場	樽町2-7-26先	駐輪場	6		
10	岸根公園駅自転車駐車場	岸根町448	駐輪場	7		
11	新横浜公園(日産スタジアム)	小机町3300	公園	10		
12	新横浜駅前公園	新横浜2-16-1	公園	3		
13	日吉地区センター	日吉本町1-11-13	市民利用施設	6		
14	北新横浜一丁目3-16地先	北新横浜一丁目3-16地先	歩道	14	○	

15	新羽町1678-12地先	新羽町1678-12地先	歩道	15	○	
16	高田東三丁目1-11地先	高田東三丁目1-11地先	歩道	7	○	
17	新横浜三丁目10-10地先	新横浜三丁目10-10地先	歩道	7	○	
18	新横浜三丁目4-4地先	新横浜三丁目4-4地先	歩道	6	○	
19	新横浜一丁目19-15	新横浜一丁目19-15	歩道	7	○	
20	新横浜一丁目15-6地先	新横浜一丁目15-6地先	歩道	6	○	

20箇所 小計 144

04 青葉区						
1	青葉区役所	市ヶ尾町31-4	庁舎	5		
2	恩田駅自転車駐車場	あかね台1-10-8先	駐輪場	8		
3	こどもの国駅自転車駐車場	奈良町1189-2	駐輪場	10		
4	四季の家	寺家町414	市民利用施設	6		
5	青葉台公園(横浜市)	青葉台1-12-1	公園	5		●
6	市ヶ尾町29-10地先	市ヶ尾町29-10地先	道路	6		
7	新石川3-22-14地先	新石川3-22-14地先	道路	8		
8	新石川3-28-4地先	新石川3-28-4地先	道路	8		
9	桂台2-40-24地先	桂台2-40-24地先	道路	4		
10	新石川1-38-4地先	新石川1-38-4地先	道路	4		
11	水車小屋	寺家町583	下水	4		
12	学園奈良5-2号遊水地	奈良町1566-358	下水	5		
13	松風台	松風台46-1	下水	6		
14	奈良1号遊水地	奈良1-12-1	下水	6		
15	美しが丘西第1	美しが丘西3-65-11	下水	4		
16	稲荷前古墳群	大場町167-2	その他	4		
17	高津公園(北側)	新石川4-17-1	公園	5		

17箇所 小計 98

05 都筑区						
1	鴨居駅北口自転車駐車場	池辺町4364-7	駐輪場	9		
2	センター北駅自転車駐車場	中川中央1-3	駐輪場	11		
3	センター南駅自転車駐車場	茅ヶ崎中央2先	駐輪場	9		
4	北山田駅自転車駐車場	北山田1-6-2	駐輪場	6		●
5	横浜国際プール	北山田7-3-1	市民利用施設	10		
6	荏田南町4391-1地先	荏田南町4349-1地先	道路	5		
7	早淵2-7地先	早淵2-7地先	歩道	6	○	

7箇所 小計 56

06 保土ヶ谷区						
1	保土ヶ谷駅西口第三駐輪場	月見台37	駐輪場	16		
2	保土ヶ谷駅東口駐輪場	岩井町189	駐輪場	11		
3	西谷駅南口自転車駐車場	川島町1135	道路	10		
4	市営霞台グリーンハイツ	霞台4-1	市営住宅	6		
5	宮崎地下道広場	仏向町205-74	道路	7		
6	狩場インターチェンジ歩道橋	狩場町24-3	歩道	18	○	
7	境木本町	境木本町8 (244-9)	下水	12		

7箇所 小計 80

07 旭区						
1	希望ヶ丘駅北口駐輪場	東希望ヶ丘106-20	駐輪場	16		
2	希望ヶ丘駅南口第二駐輪場	中希望ヶ丘134-4	駐輪場	7		
3	三ツ境駅北口第三駐輪場	東希望ヶ丘241-1	駐輪場	7		
4	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	矢指町1197-1	市民利用施設	9		
5	横浜市旭プール	白根2-33-1	市民利用施設	5		
6	上白根コミュニティハウス	上白根町233-6	市民利用施設	6		



7	よこはま動物園ズーラシア	上白根町1175-1	公園	30		
8	市営鶴ヶ峰南住宅	鶴ヶ峰1-76-1	市営住宅	18		
9	鶴ヶ峰交差点付近	鶴ヶ峰本町2-44-6地先	道路	4		
10	今宿東町526地先	今宿東町526地先	道路	9		
11	上川井町129地先	上川井町129地先	道路	6		
12	東希望ヶ丘225-4地先	東希望ヶ丘225-4地先	道路	6		
13	市沢町245-5地先	市沢町245-5地先	道路	8		
14	市沢町537-1地先	市沢町537-1地先	道路	6		

14箇所 小計 137

08 緑区						
1	緑区役所	寺山町118	庁舎	5		
2	鴨居駅南口第二駐輪場	鴨居1-10先	駐輪場	10		
3	鴨居駅南口第三駐輪場	鴨居4-6	駐輪場	15		
4	中山駅北口駐輪場	中山1-18-1	駐輪場	8		
5	中山駅南口第三駐輪場	中山4-29	駐輪場	10		
6	十日市場駅北口駐輪場	十日市場町884	駐輪場	8		
7	谷津田原ハイツ	北八朔町1641-8	市営住宅	9		
8	長津田スカイハイツ	長津田2-11	市営住宅	22		
9	谷津田原第二住宅	北八朔町1508	市営住宅	9		
10	森の台中ノ谷公園	森の台40	公園	7		
11	北八朔農産物直売所	北八朔町218-13	その他	7		
12	霧が丘自転車等保管場所	霧が丘6-21	その他	10		

12箇所 小計 120

09 戸塚区						
1	戸塚区役所前	戸塚町16-17	歩道	10	○	
2	舞岡ふるさと村虹の家	舞岡町2832	市民利用施設	5		
3	戸塚スポーツセンター	上倉田町477	市民利用施設	11		
4	戸塚駅東口駐輪場	矢部町130	駐輪場	41		
5	戸塚駅東口第七駐輪場	上倉田507先	駐輪場	7		
6	戸塚駅東口第八駐輪場	戸塚町1-1	駐輪場	11		
7	東戸塚駅西口駐輪場	品濃町742	駐輪場	10		
8	東戸塚駅西口第二駐輪場	川上町89	駐輪場	4		
9	東戸塚駅東口第三駐輪場	品濃町742	駐輪場	11		
10	戸塚駅東口第二駐輪場	上倉田489-3	駐輪場	16		
11	俣野公園	俣野町1367-1	公園	10		
12	俣野別邸庭園	東俣野町94-4ほか	公園	5		
13	矢部町1828-74	矢部町1828-74	その他	13		
14	川上町804-6地先	川上町804-6地先	道路	7		

14箇所 小計 161

10 泉区						
1	泉区役所	和泉中央北5-1-1	庁舎	7		
2	中川地区センター	桂坂4-1	市民利用施設	6		
3	上飯田地区センター	上飯田町3913-1	市民利用施設	11		
4	立場駅駐輪場	中田西1-1	駐輪場	12		
5	中田駅第二駐輪場	中田南2-14	駐輪場	5		
6	和泉町作右衛門公園	和泉中央南2-33	公園	6		
7	中田町宮ノ前公園	中田東4-58	公園	4		
8	いずみ野駅駅前広場	和泉町5733	歩道	15	○	

8箇所 小計 66

11 瀬谷区						
1	瀬谷区役所	二ツ橋町190-1	庁舎	7		
2	せやまる・ふれあい館	二ツ橋町469	市民利用施設	4		
3	瀬谷駅北口駐輪場	中央5	駐輪場	10		
4	瀬谷駅北口第五駐輪場（A区画）	本郷3-12先	駐輪場	10		

5	南台駐輪場	南台2-4-10地先	道路	4		
6	瀬谷本郷公園	本郷1-70-2	公園	12		
7	阿久和富士見小金台公園	阿久和東2-61-1	公園	5		
8	市営南台ハイツ	南台1-3-1	市営住宅	6		
9	瀬谷駅北口駅前広場	瀬谷4	歩道	7	○	
10	三ツ境駅北口第三駐輪場	三ツ境2-3	道路	9		
11	三ツ境小学校前	阿久和西1-2-13	その他	16		
12	瀬谷スポーツセンター	南台2-4-65	市民利用施設	10		
12箇所				小計	100	

1 2 南区						
1	清水ヶ丘公園	清水ヶ丘87-2	公園	5		
2	向田橋前	中里1-11-19地先	道路	4		
3	ヴェレナグラン横濱井土ヶ谷前	井土ヶ谷中町1-3地先	歩道	4	○	
4	京浜急行線弘明寺ガード下	六ツ川1-14地先	歩道	3	○	
5	南吉田小学校交差点	高根町2丁目14地先	歩道	12		●
6	南区総合庁舎	浦舟町2丁目33番地	庁舎	15		●
7	蒔田公園	宿町1丁目1	公園	17		
8	阪東橋公園	高根町4丁目23	公園	8		●
8箇所				小計	68	

1 3 港南区						
1	上永谷駅自転車駐車場（2階）	丸山台1-10-1	駐輪場	5		
2	上永谷駅第三自転車駐車場（2階）	丸山台1-19-27	駐輪場	6		
3	港南台駅自転車駐車場（屋上）	港南台3-1-5	駐輪場	20		
4	久良岐公園	上大岡東3-12-1	公園	4		
5	上大岡西1丁目（最戸橋）	上大岡西1-1	道路	7		
6	下永谷5-81-12地先	下永谷5-81-12地先	道路	3		
6箇所				小計	45	

1 4 磯子区						
1	磯子消防署	磯子2-1-3	市民利用施設	5		
2	磯子駅第二自転車駐車場	磯子3-1693-2	駐輪場	10		
3	新杉田駅第四自転車駐車場	杉田5-32-25先	駐輪場	10		
4	洋光台駅自転車駐車場	洋光台3-13	駐輪場	4		
5	根岸駅第二自転車駐車場	東町19-3	駐輪場	17		
6	岡村公園	岡村2-17-1	公園	4		
7	旧屏風浦保管場所	森2-24	道路	10		
8	新杉田駅東口	新杉田町8-9	道路	12		
9	磯子2-2-16地先	磯子2-2-16地先	道路	3		
10	新磯子町34地先	新磯子町34地先	道路	3		
11	上中里町バス停前	上中里町369地先	道路	5		
12	杉田ふれあい散歩道	杉田5-23-28地先	下水	3		
12箇所				小計	86	

1 5 金沢区						
1	金沢区役所	泥亀2-9-1	庁舎	10		
2	金沢地区センター	泥亀2-14-5	市民利用施設	8		
3	柳町コミュニティハウス	柳町1-3	市民利用施設	5		
4	金沢プール	幸浦2-7-1	市民利用施設	5		
5	京急富岡駅第二自転車駐車場	富岡東6-31	駐輪場	11		
6	京急富岡駅第四自転車駐車場	富岡東6-33	駐輪場	15		
7	金沢八景駅第四自転車駐車場	瀬戸23-20先	駐輪場	11		
8	金沢文庫駅第九自転車駐車場	釜利谷東1-2先	駐輪場	21		
9	金沢文庫駅第十自転車駐車場	谷津町405先	駐輪場	8		
10	金沢文庫駅第二自転車駐車場	釜利谷東2-1-4	駐輪場	5		
11	金沢八景駅第四自転車駐車場	瀬戸4848-1	駐輪場	9		
12	八景島駅駐輪場	海の公園10-1	駐輪場	10		

13	六浦駅南口自転車駐車場	六浦南2-1-30地先	駐輪場	8		
14	海の公園	海の公園10	公園	8		
15	野島公園	野島町	公園	6		
16	長浜公園	長浜106-6	公園	4		
17	金沢動物園 夏山口付近	釜利谷東5-15-1	公園	4		
18	金沢動物園 正面口	釜利谷東5-15-1	公園	6		
19	幸浦駅西口		公園	6		
20	並木北駅南側		公園	4		
21	並木中央駅北側		公園	4		
22	富岡東6-3-5地先	富岡東6-3-5地先	道路	6		
23	金沢八景駅西側	瀬戸20-3地先	道路	5		
24	泥亀一丁目公園付近	泥亀1-28-1地先	道路	4		
25	南部市場駅前	鳥浜町1-12の一部	その他	10		
25箇所 小計				193		

16 栄区						
1	栄区役所本館前	桂町303-19	庁舎	6		
2	本郷台駅自転車駐車場（2階）	小菅ヶ谷1-1-5	駐輪場	7		
3	大船駅東口第二自転車駐車場	笠間2-1777先	駐輪場	15		
4	金井公園	金井町315-2	公園	3		
5	田谷町162地先	田谷町162地先	道路	5		
6	長沼バス停前	長沼町339-105地先	道路	10		
7	小菅ヶ谷3-1-1地先	小菅ヶ谷3-1-1地先	道路	10		
8	鍛冶ヶ谷2-42-2地先	鍛冶ヶ谷2-42-2地先	道路	4		
9	笠間住宅付近	笠間1-7-3地先	歩道	3	○	
10	専科横浜本店前空地（公田交差点）	桂町682地先	歩道	3	○	
11	小菅ヶ谷幼稚園前空地	小菅ヶ谷3-66地先	歩道	3	○	
12	はま寿司横浜上郷店付近	上郷町140-1	歩道	3	○	
13	庄戸郵便局交差点北東側空地	上郷町1037-2	歩道	3	○	
14	桂台第四公園南東側空地	桂台南1-2地先	歩道	3	○	
15	桂台第五公園北側空地	公田町774-7地先	歩道	4	○	
15箇所 小計				82		

17 西区						
1	美術の広場前	みなとみらい3丁目	公園	15		●
2	高島中央公園	みなとみらい5丁目2	公園	7		●
3	野毛山動物園	老松町63-10	公園	7		●
4	高島駐輪場	高島一丁目2番地先	駐輪場	7		●
5	横浜スカイビル前	高島2-19-1地先	歩道	6		●
6	高島交番横	高島2-1地先	道路	9		●
7	ふれあい歩道橋下	平沼1-1-3地先	道路	6		●
8	戸部公園	中央1-17地先	公園	5		●
9	西区役所	中央1-5-10	庁舎	6		●
10	掃部山公園	紅葉ヶ丘57	公園	5		●
11	西公会堂・西地区センター	岡野一丁目6-41	市民利用施設	6		●
12	横浜スカイビル前-2	高島二丁目19地先	歩道	5		●
13	西平沼橋	中央一丁目9-2地先	歩道	5		●
14	横浜市中心図書館	老松町1	市民利用施設	7		●
15	西横浜駅南口駐輪場	浜松町14番3	駐輪場	10		●
16	平沼橋駐輪場	平沼1丁目35番地先	駐輪場	13		●
17	戸部公園-2	中央一丁目17	公園	5		●
17箇所 小計				124		

18 中区						
1	関内駅	港町3	道路	12		●
2	石川町駅駐輪場	吉浜町一丁目1番地先	駐輪場	12		●

3	桜木町駅駐輪場	桜木町一丁目1番地先	駐輪場	12	●
4	都市発展記念館（日本大通り駅）	日本大通12	その他	14	●
5	元町・中華街駅駐輪場	元町一丁目13番地先	駐輪場	17	●
6	山下公園-東	山下町279	公園	30	
7	横浜赤レンガ倉庫	新港一丁目1	港湾	16	●
8	馬車道駅	北仲通5-57-2地先	歩道	16	●
9	横浜市技能文化会館	万代町2-4-7	その他	7	●
10	紅葉坂下	桜木町1	道路	14	●
11	神奈川県庁西庁舎	元浜町2丁目12-1	その他	15	●
12	桜木町日本丸交差点前	桜木町1丁目1	歩道	10	●
13	大さん橋国際客船ターミナル	海岸通1丁目1	港湾	10	●
14	港の見える丘公園(フランス橋)	山手町1 1 4 番地	公園	6	●
15	伊勢佐木長者町駅駐輪場	長者町4丁目11番地先	駐輪場	8	●
16	開港広場公園	日本大通3番地先	公園	7	●
17	イオン本牧店前	本牧原7-1地先	道路	10	●
18	カップヌードルミュージアムパーク	新港二丁目	港湾	40	
19	みなとみらい21 クリーンセンター	桜木町1丁目1番地56	その他	4	●
20	横浜市役所	本町6丁目50-10	歩道	16	●
21	関内駅第三駐輪場	横浜公園1番地3	駐輪場	43	
22	麒麟園	千代崎町1丁目25-3	公園	7	
23	富士見川公園	末吉町4丁目91-6	公園	7	●
24	千歳公園	山田町6-1	公園	10	●
25	羽衣街庭	羽衣町3丁目64	公園	13	●
26	福富町西公園	福富町通2	公園	12	●
27	根岸森林公園	根岸台	公園	9	
28	本牧市民公園	本牧三之谷59	公園	19	

28箇所 小計 396

	予定数	
	箇所数	ラック数
庁舎	9	66
市民利用施設	25	163
駐輪場	73	761
公園	50	396
市営住宅	6	70
道路	37	253
歩道	28	217
港湾	3	66
下水	7	40
その他	11	109
総合計台数	249	2,141

※インセンティブポートとは、令和6年8月の利用実績を元に、平均回転率が3回/日/ラック以上の利用ニーズが高いことが見込まれる公有地ポートのこと